

○町立長沼病院ボランティア活動要綱

(平成28年3月24日制定)

(目的)

第1条 この要綱は、町立長沼病院(以下「病院」という。)がボランティアの受入れを行うことにより、病院内でのボランティア活動を通じた地域住民との協働による患者サービスの向上を図ることを目的とする。

(資格)

第2条 ボランティアで病院における患者への無償援助活動に参加できる者(以下「病院ボランティア」という。)は、健康でボランティア活動に熱意を持って継続的に活動できる者とする。ただし、20歳未満の者であって院長が特に必要があると認めるものは、保護者等の同意を得た上で活動に参加することができる。

(活動内容)

第3条 病院ボランティアが従事する活動範囲は次のとおりとする。

- (1) 病院内の案内
- (2) 自力歩行が困難な患者に対する援助
- (3) 診察申込書及び問診票の代筆又は記入援助
- (4) 病院長が特に認める活動

(活動時間)

第4条 病院ボランティアの活動時間は、原則として月曜日から金曜日までの午前8時から正午までとし、病院ボランティア自身が活動時間を決めて活動を行うものとする。

(個人情報保護義務)

第5条 病院ボランティアは、この活動上に知り得た情報を第3条各号に掲げる活動以外の目的で活用及び第三者へ漏らしてはならない。

(活動の遵守事項)

第6条 病院ボランティアの活動にあたっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 患者の人権、人格及びニーズ等を尊重して活動すること。
- (2) 患者及び病院ボランティア自身にとって危険な行為を行わないこと。
- (3) 活動中は、病院が貸与した腕章を着用すること。
- (4) 病院の定めた規則に従い行動すること。

(職員の義務)

第7条 病院職員は、ボランティア活動の自発性及び無償性を尊重し、その活動を支援するものとする。

(庶務)

第8条 病院ボランティアに関する庶務は、病院事務局において行う。

(活動の許可)

第9条 病院ボランティアを希望する者は、ボランティア活動申込書(別記様式第1号)にボランティア活動誓約書(別記様式第2号)を添えて病院長に提出し、活動の許可を得なければならない。

- 2 病院長は、前項の規定による申請があったときは、関係書類を審査し、病院ボランティアとして認める場合には、申請者にボランティア活動許可証(別記様式第3号)により通知するものとする。
- 3 前項のボランティア活動許可証の有効期限は1年間とし、名簿に登録する。

(ボランティア保険)

第10条 病院は、病院ボランティアの活動中に発生する事故の補償のために、ボランティア活動保険に加入するものとする。

(活動許可の取消し、変更及び抹消)

第11条 病院ボランティアが第4条から第6条までの規定及び誓約した事項に違反した場合、又は著しく病院等の品位を汚す行為を行った場合には、活動許可を取消することができる。

2 病院ボランティアは、登録事項に変更があったとき、又は登録を抹消しようとするときは、事務局に申し出るものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、病院長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別記様式第1号(第9条関係)

ボランティア活動申込書

[別紙参照]

別記様式第2号(第9条関係)

ボランティア活動誓約書

[別紙参照]

別記様式第3号(第9条関係)

ボランティア活動許可証

[別紙参照]